

# 日本林業技士会よりのご挨拶

日本林業技士会会長 小林 洋司

桜の開花だよりもがそろそろ南の方から聞かれる今日この頃ですが、林業技士会会員の皆様には如何お過ごしでしょうか。

相変わらず、新型コロナウイルスによる感染が収まらない状態の中で、経済状況も今までにない GDP の落ち込みになっております。林業、木材工業界も徐々に影響されていくものと思います。

さて、日頃より日本林業技士会の活動に、ご支援、ご指導、ご協力賜り感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

森林環境税、環境贈与税が発足し、「森林経営管理法」を制定され、3年目に当たります。この法律の趣旨は、「林業の成長産業化と適切な森林管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある」というものです。

林業技士会本部も活動を制約させられ、やっと昨年12月に第2回の理事会が開催できました。支部活動も総会の開催、研修会、理事会などが制約され、具体的にCPDの登録、申請など支障をきたしております。各支部の活動は、まちまちですが、それぞれの特長を生かした活動に対して支援していきたいと思っております。林業技士の皆さんは、いずれも昨今の災害多発から業務上、忙しく活躍されておりますが、今後もその技術がますます期待されております。

日本林業技士会本部として、会員皆様の役に立つような活動をして参りたいと思っております。まず林業技士資格の有効活用の推進、国地方公共団体が実施するたとえば森林整備事業や林道・治山事業に当たり、事業を実施する企業、団体に「林業技士」資格者の在籍を求めべく、各支部との連携を深めながら森林技術協会と連携し、関係機関への養成に努めました。関連し、国、都道府県へ、技士会ニュース、会員名簿等を配付しております。

日本林業技士会の活性化については、私ども本部関係者の活動は当然のことながら、会員自身の活動と理事の皆さんの協力、特に各支部長さんの活躍にかかっているものと思います。

会員皆様のご健康とご発展をお祈りいたします。

令和4年3月3日